

水道事業会計予算

平成30年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	26,768 戸
(2) 総 給 水 量	7,946,785 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	21,772 m ³
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配 水 施 設 建 設 改 良 工 事	95,946 千円
(ロ) 上 水 道 拡 張 工 事	573,020 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,798,977 千円
第1項 営 業 収 益	1,363,870 千円
第2項 営 業 外 収 益	431,734 千円
第3項 特 別 利 益	3,373 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,658,390 千円
第1項 営 業 費 用	1,575,706 千円
第2項 営 業 外 費 用	76,879 千円
第3項 特 別 損 失	805 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額702,472千円は過年度分損益勘定留保資金702,472千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	208,879 千円
第1項 国 庫 支 出 金	40,305 千円
第2項 負 担 金	1 千円
第3項 繰 入 金	4,966 千円
第4項 出 資 金	82,830 千円
第5項 補 償 金	47,927 千円
第6項 受 託 金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 返還金	32,847 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	911,351 千円
第1項 建 設 改 良 費	129,571 千円
第2項 拡 張 費	602,278 千円
第3項 企 業 債 償 還 金	178,502 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 196,133 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、28,951千円と定める。

平成 30 年 2 月 13 日 提 出

橋 本 市 長

平 木 哲 朗